

令和2年9月甲良町議会定例会会議録

令和2年9月28日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 認定第4号 令和元年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第3 議案第55号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
第4 発議第19号 事務検査に関する決議（案）
第5 発議第20号 事務検査に関する決議（案）
第6 職員派遣について
第7 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修明
9番	建部孝夫	11番	西澤伸明
12番	阪東佐智男		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	宮川哲郎	学校教育課長	藤村善信
税務課長	大野けい子	建設水道課長	村岸勉
企画監理課長	北坂仁	人権課長	丸澤俊之
住民課長	小林千春	建設水道課参事	丸山正
保健福祉課長	中村康之	税務課参事	上田真司
産業課長	西村克英	総務課主幹	岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美

書

記

白波瀬

愛

(午前 9時16分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和2年9月甲良町議会定例会4日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 小森議員、2番 岡田議員を指名します。

次に、日程第2 認定第4号および日程第3 議案第55号を一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮寄委員長。

○**宮寄予算決算常任委員会委員長** それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。

認定第4号 令和元年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果は、認定しないものと決定しました。

議案第55号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第6号）。

原案は可決でございます。

2、審査経過。

認定第4号 令和元年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

9月4日の本会議で本委員会に付託をされ、9月11日の本委員会で審査を行い、その結果、「認定すべきもの」と決定した。しかし、その後、9月24日の本会議において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく総務大臣への報告に関する報告や、監査委員からの報告の訂正などを受け、9月24日に本委員会を開催し、再度、下水道事業特別会計歳入歳出決算についての正しい説明を受けた。その内容から、再度審査し、採決の採り直しをすることについて委員会で諮り、可決された。再度審査した結果、「認定しないもの」と決定された。

審査の経過として、9月11日の意見としては、下水道分担金5万1,0

00円の未収は、汚水ますの設置工事が7カ所のうち1カ所残っている分かとの問いに、過年度に設置した汚水ますの負担金である。現在は町の規則を改正し、汚水ますを設置する前に分担金を納入してもらっているとのことであった。

歳入歳出差引残額の赤字は公営企業会計で引き継ぐ分かとの問いに、3月31日時点ではマイナスだが、4月1日以降に歳入があるため、収入を精算して残額を新たな企業会計で試算し、引き継ぐとのことであった。

9月24日の意見としては、資本費平準化債は短期か長期か、それは初期投資が尾を引いているのか、それとも、単年度の赤字が次年度に引き継がれることが原因かとの問いに、建設当時に借り入れた企業債が多額であり、それを平準化するために企業債を借り入れたものとのことであった。

多額な工事費などの初期投資費用を使用料で賄っていくのは大変であり、国、県からの補助が全くないのかとの問いに、一般会計からの繰入れについては、普通交付税算入分と町からの補助金であり、国の措置が交付税であるとのことであった。

打切り決算において、資本足比率が経営健全化基準を超える説明で、地方公営企業法施行令第4条4を当初引用されていたが、全く別の問題だという認識がなかったのか。指導されているのを見落とししたというのが実態かとの問いに、全く関係がない。3月31日までに、一般会計繰入金等の処理ができていなかったことが原因である。元年度まで支援業務としてコンサルも入っているし、前任からの引継ぎもあったが処理できておらず、申し訳なかったとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第55号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第6号）。

インフルエンザ予防接種助成事業費補助金の子どもを対象は15歳までになっているが、30代、40代でも新型コロナウイルス感染症の発症に気づかず感染を広げてしまうことがあるように、症状が似ているインフルエンザも感染防止のため、15歳から65歳までの間の年代にも補助できないかとの問いに、感染のリスクが高い65歳以上と15歳までを対象にと呼びかける一般社団法人日本感染症学会の提言に基づき、滋賀県も本町も同様の対象にするとのことであった。

各地に配分されるインフルエンザワクチンの量が限られているため、人数制限をしなければいけないのかとの問いに、ワクチン供給量が追いつくように国や県で考えている。かかることが予防できるのではなく、重症化予防である。重症化して入院すると医療体制が逼迫することや、発熱外来に新型コロナウイルスとインフルエンザの感染者が紛れ込むことを防ぐためであると

のことであった。

65歳以上の予防接種開始時期が10月1日からになっているが、予防接種の効力は5カ月間などと言われているのでは。また、対象者への周知方法はとの問いに、ワクチンの効果のピークは3カ月であり、10月初めに打つ理由は、例年の予測では流行の第1波が11月、12月で、日本で最も患者が多いその時期に最大の効果を発揮できるようにするためである。予算が議決され次第、対象者に個別通知するとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上でございます。

○**阪東議長** 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第4号 令和元年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 委員会でも申しましたけども、反対討論です。

私、一般会計の決算についても申し上げましたが、決算の姿勢ですね。決算というのは前年度の事業総括、そして点検、見直しなどを行う、それも関係法規を基準にしながらか見直していくというのが行政の実務作業の基本であります。その基本作業を指導されている文書があるのにもかかわらず、見落としている。

そして、2月には、繰入れをしておかねばならないという指摘も庁舎内であったという答弁がありました。そういうことも無視をして、赤字比率、基準を超えて44.1%、これでおかしいと監査委員も異を唱え、そして議会でも質問がありました。その時点でも、施行令の第4条の4を盾に、そういうことがあるからということで説明が通し切れてしまいました。

そういう点では、私ども議員がもう一つ突っ込んで、法の精神、基を調べるという点で不十分だったという点は否めませんが、ほとんどは行政の側で間違った説明をずっと続けてきたというのが今回です。そういう点でも、決算の姿勢そのもの、それから下水道会計については、いろいろ改善をしていく必要のある点もございます。

そういうことから、認定しない、反対の討論とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

木村議員。

○**木村議員** この件に関しましては賛成討論ということで、私自身、監査の方

も関係はあるんですけど、要は出納閉鎖での3月31日、4月1日で課の人員が替わったという部分もありますし、今、西澤議員が申されたように、気がつかなかったという部分は本当に反省をしていただかねばならないと思いますが、私の目から見て、取りあえず一生懸命やった中での失策だというふうなように思いますので、この案件に対しては賛成をさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

この決算に対する委員長の報告は不認定です。

したがって、原案について採決を採ります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立少数です。

よって、認定第4号は認定されませんでした。

次に、議案第55号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第6号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 賛成にあたりまして、意見を若干述べさせていただきます。

インフルエンザ予防接種の拡充とPCR検査補助を盛り込んだこと、町民が健康で暮らす上で必需的な費用を、県と町が協調をして補償する姿勢を歓迎するものであります。コロナ危機が襲ってくる前から、大多数の町民は年金の引下げや消費税の10%、低賃金などに苦しめられ、貧困と格差の真ただ中で暮らしています。PCR検査の補助制度を創設したことは、先駆的に犬上、彦根地域でPCR検査体制をつくる原動力の1つになると思います。

また、これは臨時会で可決した発議第13号 新型コロナウイルス感染症に伴うPCR検査等の抜本的拡充と住民支援の拡充を求める決議の一部を実行するものであり、建部議員の補正予算(第5号)の修正に関わる提案を取り入れたことも歓迎できます。

今後、インフルエンザの流行期とコロナ感染拡大が重なるおそれは十分にあります。犬上郡の住民に対応できるPCR検査センター設置が加速するよう、町長をはじめ、関係課の努力をこの機会に促したいと思います。

もう一つは、インフルエンザ予防接種補助を今回対象となっていない方に対し、不安を抱え、希望する全町民に拡充する必要があると思いますので、このことも併せて強く要望して、賛成討論とします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第55号は可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました議案第55号の可決成立に伴い、字句、数字その他の整理が必要となりますので、会議規則第45条の規定により、議決の結果生じた字句、数字その他の整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号について、字句、数字その他の整理を行い、地方自治法第219条第1項の規定に基づき、町長に送付します。

次に、日程第4 発議第19号および日程第5 発議第20号 事務検査に関する決議(案)を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第19号。

発議第20号。

令和2年9月28日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 建部孝夫 丸山恵二。

事務検査に関する決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○阪東議長 本案については、提出者の西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 発議第19号 事務検査に関する決議(案)。

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記。

1、検査事項。

(1) 大町善士雄前議員の失職に関する事項。

2、検査方法。

(1) 関係書類および報告書の提出を求める。

(2) 町長はじめ関係職員の説明を求める。

(3) 検査は総務民生常任委員会に付託して行う。

3、検査権限。

本議会は1に掲げる検査を行うため、地方自治法第98条第1項の規定に基づく権限を総務民生常任委員会に委任する。

4、検査期限。

(1) 1に掲げる事項の検査が終了するまで。

(2) 総務民生常任委員会は1に掲げる事項の検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

以上、決議する。

令和2年9月28日。

甲良町議会。

続けて、発議第20号です。

事務検査に関する決議（案）。

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記。

1、検査事項。

(1) 令和元年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告および令和元年度甲良町下水道事業特別会計決算に関する事項。

2、検査方法。

(1) 関係書類および報告書の提出を求める。

(2) 町長をはじめ関係職員の説明を求める。

(3) 検査は産業建設常任委員会に付託して行う。

3、検査権限。

本議会は1に掲げる検査を行うため、地方自治法第98条第1項の規定に基づく権限を産業建設常任委員会に委任する。

4、検査期限。

(1) 1に掲げる事項の検査が終了するまで。

(2) 産業建設常任委員会は1に掲げる事項の検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

以上、決議する。

令和2年9月28日。

甲良町議会です。

今日、皆さんにお配りしました検査決議の提案説明、これは理由をしたためさせていただきました。ここには異論がある方もおられると思いますが、発議の19号、20号を提出する基になったものであります。また、この間の審議の中でも明らかになりましたので、若干説明をいたします。

1つ目は、大町元議員の失職に関しては、議員資格のない町民が議事に加わり決議に参加していたとして、大々的に新聞、テレビで報道され、町民の批判、疑問も強いものがあります。「法の空白」とも言われているようですが、少なくとも8月11日に町役場に大町氏の刑が確定した通知が届いており、なぜ12日の本会議への出席が可能になったのか。これは大きな疑問として残っています。

さらに、議長への連絡が24日にずれ込んだことも解明しなければなりません。関係書類の精査と行政の対応、事実関係をしっかりと検証し、批判を浴びている核心の問題について、法の空白だけに起因するものなのかも含め、真実を明らかにすることが議会に求められていると考えるものです。

2つ、下水道事業特別会計資金不足比率の報告書に関し、重大ミスが発覚し、総務大臣への報告、決算認定のやり直しという大失態を招きました。このことについて、私は監査委員も議員もそれぞれの立場で反省が必要だと思います。通常の会計処理を怠り、町長をはじめ、幹部職員も見逃し、重大ミスが発見できず、報告書の提出に至ったかなど、事実関係を明らかにし、原因、責任の所在などを解明し、議会の監視役を発揮することが重要だと思います。私は、その責任と、なぜ起こったのかという点でも事実関係をきっちりと調べていくというのが大事です。

町民の中には、既に報道がされて、否定的な報道が圧倒多数であります。その点でも事実を明らかにして、そして、その問題を解決する、根本的な行政の事務能力を高めていくには何が必要なのか。つまり、第三者委員会の報告もありますけども、議会としてもそのことを、ミスが発覚をした段階で、そのことがミスと言えないかもしれません。それであっても、その事実関係を調べていくということに重点を置いて、委員会に付託をする必要があると思っています。

当初、特別委員会の設置も考えました。しかし、特別委員会を設置するまでもなく、行政の中で対応ができる、議会の中で対応ができる常任委員会が

設置をされていますので、所轄のところに付託をするというのが一番よい方法かなというように思いますので、皆様のご賛同をぜひお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○**阪東議長** 少し訂正をさせていただきます。

発議第19号および発議第20号で、表紙のところなんですけれども、「上記の議案を、別紙のとおり議会」と書いていますけど、これは「会議規則第14条」というふうな形のもので訂正をお願いしますのと、発議第20号の中身です。事務検査に関する決議案（案）の件で、3番目の中身と4番目の中身で「産業建設常任委員会」を「産業建設文教常任委員会」に訂正をお願いします。

それでは、説明が終わりましたので、発議第19号および発議第20号について、質疑はありませんか。

山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 質問させていただきます。

検査決議、提案説明ということに書かれております真実を明らかにすることと、2番目の方で責任の所在などの解明ということを書かれております。このことに関しまして、以前からこういうふうなことで委員会なりを立ち上げてやってきたのですが、いずれも途中で終わってしまっているような感じがありますので、これをはっきりと、今、提案者の方から言っていただきたいんですが、これをしっかりと解明をしなければいけない、このことをしっかりと解明するまでは絶対にやるということによろしいのでしょうか。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 山田裕康議員の質問にお答えします。

山田裕康議員の言われているのはもっとも、そのとおりだというように思います。それぞれが2つの常任委員会に所属をします。そして、その所属する委員会の中で、いや、これはまだ解明途中だ、十分解明できていない、それから責任の所在もはっきりしていないという点で、委員長の采配は非常に大きいですが、だけでも、委員の発言によって、一つ一つの事実解明をしていく。

提案の中に、決議書の中にありますように、町長をはじめ、関係職員の出席や、それから関係書類の提出、本会議で大町議員の失職に関しては経過書が提出をされました。このことについても、基の書類がどうだったのかという点でも明らかにして、事実関係を解明していくということは大事だと思いますので、委員会の審議にかかっている、私1人が提案として出発をしますが、委員会の審議がそこに向かっていくかということにかかりますので、その努力を、山田裕康議員も含めて皆さんにお願いをして、その解明が進む

ようにお願いしたいと思っております。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

山田裕康委員。

○**山田裕康議員** そのことについて、よく私も委員会を立ち上げたときに、副委員長なりやらせていただいたんですけど、やはりこのことに対して職員が真実を述べているかというのをいつも疑問に思っていることがあります。ということで、やっぱりなかなかこれは解明がしづらいことが多々ありました。そういった点で、やっぱり真実を述べてもらうというのが大前提でこれをやっていかなければならないということになります。それで、やっぱりこういうふうなことで、真実を述べていただけない場合に罰などは、処分とかはないのがちょっと現状なんですけど、このことにおいても、しっかりと委員会報告なり何なりでもらえるということによろしいんでしょうか。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** お答えします。

全ては審議の経過にかかっているというふうに私は思っています。それで、提出書類の審議や、それから説明職員の説明が真実かどうか、これについてはあくまで良心に委託をし、そして、そのことを投げかけていくということ以外には私たちの手段はないんです。それを越えて進めようとする、百条委員会です。これは百条委員会で事実解明をしていく、そしてその参考人および証言者については宣誓が必要となってきます。こういうことに進む必要があるのかどうかという点でも、この委員会の中での議論というようになると思います。その点でも、私が行方を決定する、報告によって決定するということにはなりません。残念ながら、そういう資格は私にはありません。ですから、委員会の審議がそういう方向で進むか、不十分であれば百条委員会の立ち上げというのでも考えられます。百条委員会のハードルは大変高いです。

もう一つは、審議が終了した段階で委員長の報告、そして審議の中で明らかになった問題を決議として町長に求めていく、ないしは行政に求めていくということになるかというように思いますので、その点でも両委員会の審議が有効に進むように願いたいと思いますし、2つの委員会ですけども、合同でということになりません。けども、委員会に他の委員が傍聴するというのも可能ですし、それから、委員長同士の話し合いによって、参考意見を他に所属する委員に求めるということも可能だというように思いますので、そういう点で不十分なところを両委員会が補い合うようにして、事実の関係を解明していくというのが大事なかなというように思いますので、よろしくお願ひします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

丸山議員。

○**丸山議員** この大町議員のことに関しても、私がこの間、一般質問でしましたように、行政職員とトップとの連携がもう取れていない、各課との連携も取れていないんじゃないかと。これからこういうことがやっぱり続いてはいかんのでありますが、このように、8月11日に役場には、住民課には何らかの書類が来ていた。これがなぜ町長に分かったのは12日であったのかということと、それと、やっぱりこの議会を代表する議会議長に対して24日まで報告をしなかったこと、これに関しては何か、言うてはいけないという法律か何かがあったのかどうか、ちょっとその辺を教えていただきたい。ここまで長引いた理由。

○**阪東議長** 丸山議員、いいですか。西澤議員に対しての質問なので。

○**西澤議員** 僕が答えます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 丸山議員の行政に対する質問だったようですけども、この議案そのものは私が提出で、私が答えるという仕組みですので、委員会の中でそのことを明らかにしていただいて、両委員長の話合いで、産建の委員も参考意見を発言できる場をつくれるようにしていただきたい。所轄はそれぞれ合流することはできませんけども、別々の委員がそれで意見を述べ合う、そして質問していくということも可能だという、そういうように、できるだけ11人の議員の声が届くように、また、そのことが委員長報告の中でまとめられるようにしていきたいというように思いますし、その疑問については委員会の中で説明をしていく問題かなというように思いますので、よろしくお願いいたします。

○**丸山議員** すいません、申し訳ないです。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 合同ですということを言われていたんですけど、ちょっと下水道の方が産建のようになるということで、いろんな質問等をこのときに私はしようと思っていたんですけど、やはり総務のあれも、やっぱりこういったことが知りたいということがあれば、話合いによってやっていけばいいんでしょうか。私が思っているのは、この建設水道課から出ています令和元年度決算事業説明書において、企業債などの借入れが幾らあるとか、こう書かれています。こういうところが1億8,576万7,282円の赤字で44%です。これが、今年度の借入れが1億8,605とかあると、これはもう完全に20%を超えているということと、私はちょっと単純な計算をして

いるんですけど、こういった試算、総務の委員のこういった疑問点等もそういった点で聞かせてもらえるということでもよろしいのでしょうか。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** お答えします。

これも両委員長の話合いにかかっているというように思います。元々下水道の会計、そして下水道の処理という点で会計事務、総務関係とも十分関わってくるというように思います。ですから、合同で発議19、20に分けずに1つの議案にしようとしたのがその辺なんです。あくまで、やはり主管の委員会はどこかということには明確にしておく必要があります。

同時に、議会がそろって事実の解明、つまり新聞の報道で大きくされています。されていなかったとしても、こういう重大ミスが素通りをしていく、そして県知事に報告がされ、そして大臣まで行ってまうという点でも大きな問題ですので、全部の議員が知恵を集めて、事実関係、きちっと事実の解明と責任の所在を明らかにしていくということが大事だと思いますので、この場で両委員長さんのご協力、それから協議をお願いしておきたいというように思います。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、発議第19号について、討論はありませんか。

建部議員。

○**建部議員** 賛成討論でございますが、8月11日にこのような通知文書が届いているのに、その日にその処理ができていなかったということが、これが一番大きな原因であります。その文章の内容がいかに重要な、重大な内容であるかという認識が欠けていた。そのことによってその処理が、その日のうちにすべきあったものが、それを12日の本会議に大町前議員を議会に出席させている、議事の採決に加わらせているというところに非常に大きな町の失態、ミスである。

また、町長は、実は11日のその文書を知り得ながら、あえて大町議員を出席させたという疑いがあります。よって、委員会において、そのようなことの十分な調査、審査が必要であるということから、私は下水道のことも含めて委員会で調査、審査することに賛成の討論といたします。

○**阪東議長** ほか、ありませんか。

野瀬議員。

○**野瀬議員** 5番 野瀬でございます。

この件に関し、大町議員の件に関しては、先日、住民課から経緯説明が出

されました。私は、それでこの件に関しては十分じゃないかということを考えておりますので、委員会の設置については反対とします。

○**阪東議長** ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第19号は可決されました。

次に、発議第20号について、討論はありますか。

野瀬議員。

○**野瀬議員** 先ほど、認定第4号、これは私、賛成したんですけども、これとこの下水道の委員会設置に関しては別枠と考えていただいた方がいいと思います。やっぱり再発防止ということで、この委員会を設置して、二度とこういうことが起こらないようにということで、再発防止をめざして進めていただきたいと思いますので、賛成といたします。

○**阪東議長** ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第20号は可決されました。

次に、日程第6 議員派遣について議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第7 委員会の閉会中における継続審査及び調査について議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「質問」の声あり)

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** さっき見ていたんですけれども、総務民生のところには、先ほど可決した付託のことがなくても、この決議の中に書いていますので、よしということですかね。

○**阪東議長** そのようになっております。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○**野瀬町長** 令和2年甲良町議会9月定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

令和2年9月4日から本日28日まで、当初の日程を4日延長いただき、25日間の長期の会期をもって、数多くの議案審査をいただき、ありがとうございました。

会期延長をいただきましたことは、繰り返しになりますが、令和元年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告が44.1%で経営健全化基準の20%を超していたことを問題視しなかった、町長をはじめ行政組織としての基本認識が欠如していたため、監査委員さんには再監査をお願いし、審査意見書の訂正をいただき、議員の皆様には資料の訂正説明などを経て、総務大臣報告をしたことの報告と令和元年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、改めて審査をいただくなど、大変ご迷惑をおかけいたしました。

議員からご指摘をいただきました近隣市町や県担当課に気軽に相談できる関係や課内のコミュニケーション、そして職員間の確認など、日常業務のやり方改善に努めるとともに、本件につきましては、行政の信頼失墜をする事

態を招きました町長自身の責任を痛感しているところであります。深く反省するとともに、議員の皆様におわびを申し上げます。

行政から提出いたしました令和元年度の各会計の決算認定、令和2年度の補正予算、契約の議決、委員任命の同意など、適切に認定、議決、同意を賜り、ありがとうございました。

また、議員からは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、甲良町の教育施設などと全家庭にヨウ素剤の事前配布を求める決議、（仮称）甲良町南部工業団地予定地の有効活用を求める決議、それぞれ可決をされたところであります。

また、会期中に議員からいただきましたご意見、ご指摘につきまして、整理をいたしまして、それぞれのテーマに取り組んでまいり所存であります。

令和2年度甲良町一般会計補正予算（第5号）につきましては、発議で提案されました修正案が可決をいたしました。

地方創生における補助金の考え方は、集落単位の住民活動の活性化を目的としているところであります。

予算修正の1つ目の町民1人当たりの給付につきまして、これまでのコロナ施策の個人給付など、実施してきました各事業を見てみると、1つ、国が1人一律10万円の特別給付金を、2つ、町が上乘せとして1人一律1万円の定額給付金を、加えて、3つ、18歳未満者を対象に1人1万円を、4つ、大学生を対象に、1人当たり町内居住者に5万円を、町外下宿者に10万円を、5つ、母子手帳保有者に1人10万円の給付支援を行ってまいりました。

今回の集落向け補助事業で1人5,000円を給付するのは、字・区に代わり行政が執行することは困難であります。

2つ目の字ごとの世帯割につきましては、字・区が共同で活用できるよう、速やかに交付要綱の作成に取りかかりたいと考えております。

以上、現時点でのコメントを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、健康にご留意をいただき、議員活動にご精励いただきますようご祈念申し上げ、9月定例会閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○**阪東議長** これをもって、令和2年9月甲良町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前10時05分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 小 森 正 彦

署 名 議 員 岡 田 隆 行